

## 船橋市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、平成15年度から平成25年度包括外部監査結果に係る措置等の状況の通知があったので、同条同項の規定により公表する。

平成28年1月4日

船橋市監査委員	中 村 章
同	齋 藤 弘 之
同	鈴 木 いくお
同	神 田 廣 栄

年度 管理 番号	頁	監査対象	区分	報告書記載事項	措置状況
19	35	海浜公園 (商工振興課)	監査結果	工作物台帳が作成されていない	土地・建物・備品関係と同様に工作物として、野球場・テニスコート・立体駐車場についても財務会計システムへ登録を行った。
21	36	海浜公園 (商工振興課)	監査結果	県企業庁から引き継いだ野球場等の工作物台帳が作成されていない	土地・建物・備品関係と同様に工作物として、野球場・テニスコート・立体駐車場についても財務会計システムへ登録を行った。
23	36	海浜公園 (商工振興課)	監査結果	プール、立体駐車場の工作物台帳が作成されていない	土地・建物・備品関係と同様に工作物として、野球場・テニスコート・立体駐車場についても財務会計システムへ登録を行った。
24	37	海浜公園 (商工振興課)	監査結果	附帯設備の台帳が整備されていない	土地・建物・備品関係と同様に工作物として、野球場・テニスコート・立体駐車場についても財務会計システムへ登録を行った。
25	37	海浜公園 (商工振興課)	監査結果	物品の保管状況の調査が実施されていない	平成26年度より年に一度の定期確認を行っている。
38	47	本町駐車場 (都市総務課)	監査結果	金種表が保管されていない	開業から監査時の平成15年当時は、管理運営を(株)船橋市街地改造公社が行っていたため、内規等を作成するよう指導した。また、平成18年度から現在においては、指定管理者である(株)船橋都市サービスが管理運営を行っており、マニュアルを定めて管理している。 平成18年4月1日
39	47	本町駐車場 (都市総務課)	監査結果	現金と帳簿が不一致だった場合のルールが整備されていない	開業から監査時の平成15年当時は、管理運営を(株)船橋市街地改造公社が行っていたため、内規等を作成するよう指導した。また、平成18年度から現在においては、指定管理者である(株)船橋都市サービスが管理運営を行っており、マニュアルを定めて管理している。 平成18年4月1日
41	47	本町駐車場 (都市総務課)	監査結果	仮払金の精算が定期的に行われていない	開業から監査時の平成15年当時は、管理運営を(株)船橋市街地改造公社が行っていたため、内規等を作成するよう指導した。また、平成18年度から現在においては、指定管理者である(株)船橋都市サービスが管理運営を行っており、マニュアルを定めて管理している。 平成18年4月1日
91	85	総合体育館 (生涯スポーツ課)	監査結果	土地台帳に価額が記載されていない	平成17年4月1日現在の評価額が土地台帳に記載されている。
98	86	総合体育館 (生涯スポーツ課)	監査結果	公社の会計規程に、一般競争入札が含まれていない	平成19年度業務委託において広く事業者を参加させるため一般競争入札を実施した。競争性の確保はあったものの、落札事業者が年度途中で契約解除を申し出た経緯があり、その後、公社としては指名競争入札を基本とする方針とした。事務においては、施設を管理運営するうえで必要な業務委託に限定されるため、公社の規定、基準により、船橋市での入札参加資格者から選定することとしている。今後指定管理者として必要な管理運営業務のうち、トレーニング室・温水プール運営業務、及び教室事業の実施業務については、仕様に基づくだけでなく企画力等も考慮したいため、本業務委託については公募型プロポーザル方式を採用することとしている。